

日本とカナダの高等教育機関の  
学術資格に関する比較研究  
—UNESCO 世界の高等教育の地域規約の視点から—

熊谷 朋子

宇都宮大学共同教育学部研究紀要 第71号 別刷

2021年3月



# 日本とカナダの高等教育機関の 学術資格に関する比較研究

## —UNESCO 世界の高等教育の地域規約の視点から—

Comparative Study of Academic Credentials at Japanese  
and Canadian Institutions of Higher Education  
—from UNESCO Regional Covenant on Higher Education  
in the World—

熊谷 朋子<sup>†</sup>  
KUMAGAI Tomoko

### 概要 (Summary)

OECDの統計によると2018年には世界中で約530万人の外国人留学生および外国人学生が高等教育機関で学んでおり、国境を越えて学び活躍する人材が年々増加傾向にあった。しかし、2020年初頭から新型コロナウイルスの感染拡大により、世界中の高等教育機関において実際に国境を越えて学ぶスタイルからオンラインによる学びに一変し、本来の高等教育機関の果たすべき役割や学びの質の保証を改めて問われる事態となった。しかしながら従前から、実際に国境を越えて学び、働くことをスムーズに行うためにユネスコによる高等教育機関の資格の承認や質保証の取組みが地域規約として進められてきた。そのなかにはすでに現在世界中で展開しているeラーニングを含めた質保証が含まれていた。本研究ではカナダにおける高等教育の学びに対する公平な評価の仕組みや、個人が国内外で活躍できるためのネットワークや仕組みが構築されていることと留学生や移民の増加の関連性に着目し、新たな局面を迎えた世界中の高等教育機関の質保証の枠組みを確認するため、東京規約に加盟している日本とリスボン承認規約に加盟しているカナダとの比較を行い、現状と今後の課題を考察することを目的とした。

キーワード：ユネスコ 高等教育機関 東京規約 高等教育の質保証 カナダ

### 1. 問題と目的

世界の高等教育に在籍している留学生および外国人の学生数は年々増加しており、図1に示すように1998年の約150万人から2017年には約530万人まで増加した(OECD, 2019)。国境を越えて様々な高等教育機関で学ぶ学生が増加することにより、世界の高等教育において学びの質の保証が課題となり、高等教育に関する資格の承認のための取り組みが進んできた。

日本でも高等教育の質の保証の観点から、2018年に発効したユネスコのいわゆる東京規約に加入し国境を越えた学びを支援するための整備が進んできている。今般の世界中で新型コロナウイルスの

<sup>†</sup> 宇都宮大学 キャリア教育・就職支援センター (連絡先: t-kumagai@cc.utsunomiya-u.ac.jp)

感染拡大によりこれまで増加の一途を辿ってきた留学生の出入国の制限も発生し国境を越えた学びは困難になる一方でオンライン授業の拡大による多様な学び方が広がっている。コロナ禍において世界中の教育環境が変化しているなかで高等教育の質の保証や本来の果たすべき役割が改めて問われている。

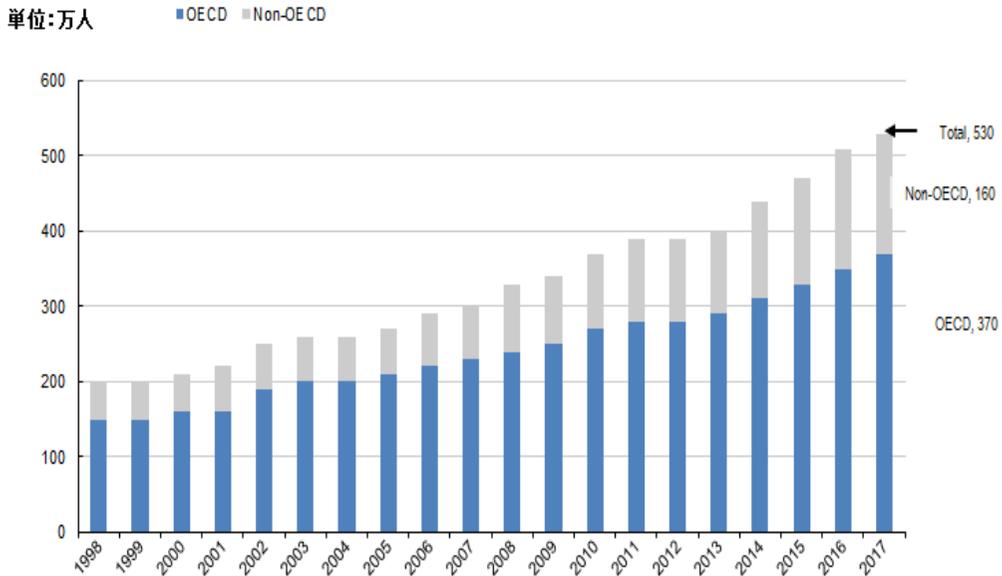


図1 Growth in international or foreign enrolment in tertiary education worldwide (1998 to 2017)

Number of international or foreign students enrolled in OECD and non-OECD countries

出所：Education at a Glance 2019: OECD Indicators - © OECD 2019, Figure B6.2.をもとに筆者作成

高等教育機関の果たすべき大きな役割のひとつには社会で活躍し続ける人材の輩出がある。日本国内でも産学官で人材の育成に取り組みを進めてきたところではあるが、近年は日本特有の雇用形態ともいわれているいわゆる新卒一括採用や終身雇用制度の見直し、通年採用の取組等、学卒の採用においても大きな変化を迎えようとしていた。この社会の雇用制度の変更は、日本の高等教育機関で学ぶ学生自身のキャリア形成に大きな影響を及ぼすことは明白である。これまで日本国内の高等教育機関における学修成果のひとつの評価の指標として卒業後の就職率が含まれることがあり、この指標を切り取り入学者の確保の広報の材料に使用することも多い。本来の高等教育の学修成果のひとつの指標として、就職率や職業等で示すことは学生の保護者や高校生などのステークホルダーにはわかりやすい指標であるが、しかし、学修成果として学生本人の成果に対応するものかは疑問が残る。日本では高等教育機関と社会との接続である就職が学修成果として一部で機能するとしても、他方世界から見たときに卒業時に限った就職率をもって質の保証とはいいいがたい。前述の状況により今後、ハイフレックス型授業等対面型とオンライン型が混合した授業形態が定着した場合において、高等教育の質の保証は当然のことながら日本国内で完結するものではない。

これまで日本の高等教育機関が学生に提供するキャリア教育や就職支援は、これまで基本的に新卒一括採用、いわゆるメンバーシップ型雇用を想定したものであった。しかし今後は採用時期や就職活動時期を問わないいわゆる通年採用への移行が進み、オンラインで世界とつながりながらジョブ型雇

用が進むとの想定もされる。日本の高等教育、特に大学における学生自身のキャリア形成を自身で考え選択できるようキャリア教育を中心としたカリキュラムの見直しや、ジョブ型雇用に適応できるスキルの獲得やその支援が必要になると推察され複雑さを増す。

一方、カナダは年間30万人以上の移民を受け入れ、かつ教育を提供し仕事を得られるよう制度を整えてきており、カナダ統計局によると、2017-2018年は124,000人以上の留学生も受け入れるなど、多様な価値観のなかで質の高い教育を提供し維持してきている。年間多くの留学生や優秀な人材が集まるためには教育と研究のレベルを上げていく必要があるが、カナダの高等教育制度はどのような取り組みが行われているのだろうか。

前述のとおり、ユネスコの東京規約は2018年に発効しており、今後日本国内でも高等教育の学術資格を国際的な雇用と研究の移動に活用する方向にあるものの現時点では本格的な活用はこれからの段階にあり、日本の高等教育の質の保証の取組みの現状と今後に向けての課題について明らかにするためにも他国との比較研究が有効であると考えた。

そこで、国際的な高等教育の質保証の枠組みおよび取組みについて示し、次に、日本の高等教育機関のうち大学における質保証の取組みについて確認をする。カナダの教育制度と国際的な移動を可能にしているカナダの国際情報センターの取組みをまとめ、カナダの教育制度から見える日本の課題をまとめ、本研究では、国際的な高等教育の質の保証に関する動向を確認し、日本と多様な価値観の学生を受け入れているカナダの高等教育機関の質の保証に関する取組みの比較研究を行い、今後の方向性や課題について明らかにすることを目的としている。

## 2. 関連先行研究の検討

日本の大学の質保証や大学評価については2004年に導入されこれまでその評価測定方法やInstitutional Researchの導入が進んだ。日本国内の制度の研究以外にも大学の教育面における国際化とその質保証に関する調査（金 他, 2012）や国際的な大学教育の質保証のシステムではアメリカやドイツ、オランダ、中国、オーストラリアの取組みを比較検討し、内部質保証と外部質保証の視点について論ぜられるなどしてきた（堀井, 2016）。日本国内の大学の質保証や大学評価が進行していくとともに国際比較も行われてきている。

本研究で比較対象とするカナダの教育システムについての研究も展開されているが、カナダと日本の高等教育機関における質の保証を比較する点における研究は、管見の限り見当たらない。

## 3. 国際的な高等教育の資格の認証と質保証の取組みの経緯

ユネスコによる国際的な高等教育の資格の承認と質保証の取組みを確認したのち、日本国内の取組みを確認する。

### (1) 国際的な高等教育の資格の承認システムと質の保証に関する取組みの現状

前述のとおり、世界の高等教育機関で学ぶ留学生や外国人は増加の一途を辿っているが、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）は1970年代から世界各地で高等教育の学習と資格の承認に関する地域規約を策定してきており、1990年代後半から各規約の改訂が始まり発効している（表1）。

表1 ユネスコ 世界の高等教育の地域規約の状況

地域	改訂年	発効年	規約名
欧州	1997年	1999年	リスボン承認規約
アジア・太平洋	2011年	2017年	東京規約
アフリカ	2014年	2019年	アデイス規約
中南米・カリブ海	2019年	未発効	ブエノスアイレス規約
アラブ	改訂に向けて協議中 (2020年9月時点)	未発効	—

出所：(独) 大学改革支援・学位授与機構 評価事業部国際課が運営ウェブサイトQAUPDATESをもとに筆者作成

2005年には国境を越えた教育の質の保証に関する問題に対応するために、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）およびOECD（経済協力開発機構）において「国境を越えて提供される高等教育の質に関するガイドライン」が策定された。同ガイドラインの目的は高等教育が国境を越えて展開されることを促す一方で質の低い教育や不当な提供者から学生等の関係者の保護と明記されている（表2）。

表2 「国境を越えて提供される高等教育の質に関するガイドライン」仮訳概要

目的	グローバル化の進展に伴う海外分校の設置やeラーニングといった新たな形態を含む国境を越えた高等教育の提供の進展に対応し、国境を越えて提供される高等教育の質保証に関する国際的な枠組みの提供を目的としている。この枠組みを通じて質の高い高等教育が国境を越えて展開されることを促し、高等教育の国際化の恩恵を最大限に高める一方で、質の低い教育や不当な提供者から学生等の関係者を保護することを意図している。
提唱がなされている関係者	「政府」、「高等教育機関・提供者」、「学生団体」、「質保証・適格認定機関」、「学位・学修認証機関」、「職能団体」の6者
取り組むべき事項としての指針括弧内は提唱がなされている関係者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 高等教育の受入国・提供国の協力等による国境を越えた高等教育の質保証体制の整備（政府、高等教育機関・提供者、学生団体、質保証・適格認定機関）</li> <li>2. 学位等や職業資格の認証の過程の円滑化及び公正さの確保（政府、高等教育機関・提供者、学位・学修認証機関、職能団体）</li> <li>3. 国内外での関係者同士あるいは関係者間のネットワーク構築、協力・連携の強化（全関係者）</li> <li>4. 国境を越えて提供される高等教育の質等に関する正確でわかりやすい情報提供等（全関係者）</li> </ol>

出所：文部科学省、「国境を越えて提供される高等教育の質保証に関するガイドライン（概要）をもとに筆者作成

さらに、ユネスコ加盟国は2019年11月の総会で高等教育に関する資格の承認のための世界規約（Global Convention on Recognition of Qualifications concerning Higher Education）を採択している。

この規約では「研究と学位の認識のために普遍的な原則を確立し、世界中の高等教育に在籍する2億2000万人以上の学生のための流動性を向上させる」としている。さらには「事前学習、部分研究、国境を越えた教育、オンラインまたはブレンド学修などの非伝統的な学習モードの認識に関する革新的な規定が含まれている」としている（ユネスコ、2019）。なお、同世界規約の発効には20か国の締結が必要とされておりすでに改訂されて発効されている地域規約と並行して存在することになる。

## (2) 日本における高等教育の資格の承認システムと質の保証に関する取組みの現状

それでは日本における状況を確認する。2011年ユネスコ「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約」が合意され、日本は同規約に2017年12月に締結した。その後発効に必要な5か国になったため、事務局であるユネスコバンコク事務所が2018年2月1日から発効を発表し、条文の採択地にちなみ通称を「東京規約」としている。2019年9月1日現在では8か国が締結している(表3)。

表3 東京規約締結国一覧(2019年9月1日現在)

国名	締結日	同意の表明の方法
オーストラリア/Australia	2014.7.17	批准/Ratification
中国/China	2014.7.17	承認/Approval
ニュージーランド/New Zealand	2017.8.1	加入/Accession
日本/Japan	2017.12.6	加入/Accession
韓国/Republic of Korea	2017.12.19	批准/Ratification
バチカン/Holy See	2018.7.18	批准/Ratification
モンゴル/Mongolia	2019.3.19	承認/Approval
トルコ/Turkey	2019.4.3	加入/Accession

出所：高等教育資格承認情報センター <https://www.nicjp.niad.ac.jp/site/TokyoConvention.html>  
をもとに筆者作成

締結国は主に自国の高等教育情報を発信する国内情報センターを設立することが求められており、日本では日本公式の国内情報センター(NIC)として2019年9月1日に独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(National Institution for Academic Degrees and Quality Enhancement of Higher Education以下IAD-QE)は「高等教育資格承認情報センター」を設置している。

規約は締結国間では高等教育資格を使った国内外からの就職や進学の申請を公平に扱うことを前提としているが、これまで修業年限や履修科目といったいわゆるインプットが重視されることが多かったが、東京規約(*Asia-Pacific Regional Convention on the Recognition of Qualifications in Higher Education 2011*)ではセクションⅢ「資格の評価に関する基本原則」において、1において明確に「知識や技能」を重視する姿勢が明確になり、5においては外国での資格を国内のものと同等にしない場合についての拒否する理由が表明されることとなった。以下に同規約のⅢ.1および5の原文を示す(ユネスコ, 2011)。

国内外での学びが締結国において公平に評価され、科目名や修業年限ではなくアウトプット(知識や技能)を重視するという本規約の趣旨を鑑みると学生のキャリア形成および学ぶことの意義と価値を高等教育機関において十分に検討をすることの必要性が示唆されているともいえる。

### Article Ⅲ.1

1. Holders of qualifications issued in one of the Parties shall have adequate access, upon request to the competent recognition authority to an assessment of these qualifications in a timely manner.
2. In order to assure this right for holders of qualifications, each Party undertakes to make appropriate arrangements for the assessment of an application for recognition of qualifications with the main focus on knowledge and skills achieved.

### Article III.5

Decisions on recognition of qualifications shall be made within a reasonable time limit specified beforehand by the competent recognition authority and calculated from the time all necessary information in the case has been provided. If recognition is withheld, the reasons for the refusal to grant recognition shall be stated, and information shall be given concerning possible measures the holder of the qualification may take in order to obtain recognition at a later stage. If recognition is withheld, or if no decision is taken, the holder of the qualification shall be entitled to make an appeal through appropriate procedures in each Party within a reasonable time limit.

#### (3) 日本における大学の認証評価機関について

日本における大学の認証評価はどのようになされているだろうか。平成16（2004）年4月から日本の国公立のすべての大学は定期的に文部科学大臣の認証を受けた評価機関（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けるとする制度を導入している。その目的として、評価結果が公表されることにより大学が社会による評価を受けること、評価結果を踏まえて大学が自ら改善を図ることを挙げている。2020年4月1日現在、日本の大学における認証評価機関を表4に示すとおり5機関である（文部科学省，2020）。

表4 日本における大学の認証評価機関と認証日（2020年4月1日現在）

認証機関	認証日
公益財団法人大学基準協会	平成16（2004）年8月31日
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	平成17（2005）年1月14日
公益財団法人日本高等教育評価機構	平成17（2005）年7月12日
一般財団法人大学教育質保証・評価センター	令和元（2019）年8月21日
一般財団法人大学・短期大学基準協会	令和2（2020）年3月30日

出所：文部科学省高等教育局 認証評価機関の認証に関する審査会委員会 認証評価機関一覧（令和2年4月1日 [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1299085.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1299085.htm)（2020年10月1日確認）をもとに筆者作成

## 4. カナダの教育システムと高等教育の質の保証に対する取組みについて

### (1) カナダの教育体制と高校から大学への接続について

カナダは10州・3準州から構成されており、教育に関する権限は各州に委ねられている。それぞれの州に州教育省があり、教育権をもっている。高校を卒業する際には単位の要件があり、さらに卒業認定試験である州の統一試験に合格する必要がある。山田によると、この卒業認定試験によりカナダの高校生の学力については全国でもそれほど差がなく一定の質の保証されている。カナダの大学への進学に際しては、高校卒業証明、成績証明書+カナダの州ごとに行う統一試験に合格することが要件になっている。留学生の場合には、TOEFL、IELTSなどスコア提出による英語力の証明と、最終学歴の卒業、成績証明書の提出が求められる。山田は米国のようにSATやACTを受験することを求められていないことについてはカナダの州ごとの統一試験が高校卒業生の質を保証しているというコンセプトが存在していることを理由にあげている（山田，

2017)。またカナダの大学はほとんどが州立大学であり学位の種類によって学部大学、総合大学、博士大学のおおよそ3種類に分類されている。

## (2) カナダの大学に対する評価について

カナダにおける高校から大学への接続に関しては、前述のように高校までの質の保証の信頼性に基づいて展開されていることが伺える。次にカナダの大学の教育に対する評価について確認する。2004年から続いているイギリスの高等教育情報誌(ザ・タイムズ・ハイヤー・エデュケーション)が調査公表しているワールド・ユニバーシティ・ランキングによると2020年8月に公表された結果ではカナダ国内の大学は世界200位までに8大学がランクインされている。

表5 World University Rankings 2021 上位200位に占めるカナダの大学

順位	大学名
18	University of Toronto
34	University of British Columbia
40	McGill University
69	McMaster University
73	University of Montreal
131	University of Alberta
145	University of Ottawa
200	University of Calgary

出所：The Times Higher Education World University Rankings 2021

[https://www.timeshighereducation.com/world-university-rankings/2021/world-ranking#!/page/0/length/25/sort\\_by/rank/sort\\_order/asc/cols/stats](https://www.timeshighereducation.com/world-university-rankings/2021/world-ranking#!/page/0/length/25/sort_by/rank/sort_order/asc/cols/stats)を一部抜粋 筆者作成

## (3) 世界の高等教育の地域規約におけるカナダの取組み

カナダは1997年にユネスコの高等教育の地域規約のリスボン承認規約の書名国となっている。締結国に求められている高等教育情報を発信する国内情報センターとしてカナダではThe Canadian Information Centre for International Credentials (CiCiC.ca、以下CiCiC)が1990年に設立されており、1967年に教育大臣によって設立された政府機関であるカナダ教育大臣会議(Cmec)のユニットである。

CiCiC.caの主な活動として、カナダおよび海外での就労および留学のための学術的および職業的信任状の認識に関する情報および紹介サービスを個人及び組織に提供や、移民や労働市場政策などの関連分野における動向の影響に対する認識を高め、カナダ内外に移住する学生や労働者の障壁を減らすことによって移動を促進する必要性があり、カナダにおける学術資格評価の一貫性と能力を向上させるための学術資格査定のコミュニティを支援するためのツールとリソースを開発するとしている。またカナダの教育システムと品質保証に関する情報を提供し、学問的資格評価と教育職に焦点を当てた労働移動プロジェクトを管理している。

#### (4) CiCiCにおける学術的資格の査定について

CiCiCの役割のひとつであるカナダ国内外で発行された学術資格を評価するために6段階の流れを図2に示す。また図3は図2のそれぞれの段階で行う手続きをさらに詳細に示したものである。

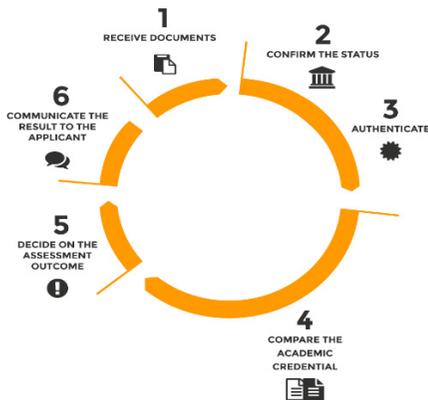


図2 Assess an academic credential  
出所：CiCiC.Ca WEBpage



図3 Assess an academic credential  
RECEIVE DOCUMENTS  
出所：CiCiC.Ca WEBpage

CiCiCのWEBサイトには上記図2の1.RECEIVE DOCUMENTSは以下のように3つの手順の詳細な説明が示されている。

##### 1.1

Documents are processed according to internal policies and procedures and compared against your organization's document requirements.

For internal procedures:

- Create an applicant file, consisting of a:
  - paper-based process; and/or
  - digitized process.
- Sort documents by type, for:
  - processing; and
  - assignment to an employee responsible for the assessment.
- Digitize copies of all documents received, for electronic storage (if applicable);
- Compare your organization's document requirements against the assessment application package received:
  - identify missing documents as well as any justification to explain why the package is incomplete (if applicable).
- Confirm, through an initial quick screening, the essential demographic information in the documents, such as:

- name (current and previous);
- date of birth;
- country of birth;
- postal address (current and previous, when available).
- **Confirm**, through an initial quick screening, **whether the documents were issued by the appropriate authority**.

## 1.2

If your organization's document requirements are not met, steps are taken to obtain missing documents or to offer an alternative process to an applicant who is not able to meet the document requirements.

For internal procedures:

- **Note missing documents/information**, with the exact terminology used within the context of the issuing country;
- **Update the organization's internal information systems**, to reflect the status of the application.

For the applicant:

- **Provide an update** on the status of the application and outline the next steps;
- **Provide informal advice** on how to obtain the missing documents/information and meet document requirements, when possible;
- **Offer an alternative process that differs from the regular procedure**, based on the criteria and policy on exceptions to the document requirements, such as:
  - assisting the applicant in obtaining missing documents by contacting relevant organizations, in accordance with legislation in:
    - Canada (e.g., *Freedom of Information and Protection of Privacy Act* – FIPPA); and
    - the issuing country.
  - continuing to process the application, conditional to receiving official documents at a later time in the process;
  - conducting prior learning assessment and recognition (PLAR), based on:
    - non-formal learning; and
    - informal learning.
  - accepting affidavits and documentary evidence from sources other than the issuing educational institution (e.g., in the case of refugees and/or displaced persons without proper documentation).

## 1.3

If your organization's document requirements are met, steps are taken to inform the applicant that the assessment process has begun and to provide information about the next steps.

For the applicant:

- Send an acknowledgement to indicate that:
  - the assessment application package has been received and the assessment process has begun; and
  - your organization's document requirements have been met.
- Send information about the next steps;
- Update processing timelines and the point of contact (if necessary).

出所：CiCiC.Ca[https://www.cicic.ca/1556/confirm\\_that\\_all\\_required\\_documents\\_have\\_been\\_received\\_and\\_that\\_the\\_assessment\\_process\\_has\\_begun.canada](https://www.cicic.ca/1556/confirm_that_all_required_documents_have_been_received_and_that_the_assessment_process_has_begun.canada)

同様に1から6までのそれぞれの項目ごとに対して、上記のような詳細な手順が示されている。

## (5) 学術資格を活かしたカナダ国内や世界で研究や仕事を行う体制の整備

CiCiCではカナダ国内および国外での研究や仕事についてのアクセス方法を示している。職業に関しても、同じ職業でも異なる国では異なる名称になることにも配慮し、国家職業分類(NOC)を活用して説明や国際的な労働移動のリソースを探す方法など国境を越えて働くための支援もCiCiCが行っている。このことから、学術資格を雇用される場において公平に取り扱うための仕組みが整備されていることが伺える。

一方、カナダでは高等教育の機関やプログラムに対する認証評価の適格認定であるアクレディテーションは存在しない。各大学の責任において質と卓越性、基準についての責任を担うことが基本理念になっている(山田, 2017)。

## 5. まとめ

国境を越えた学びや労働の流動性を促進するために、ユネスコにおける高等教育の資格の認証の地域規約が整えられてきていた。今般のコロナ禍の環境においては、オンラインによる学びが多くなっている状況下でさらにこの規約の持つ意味が大きくなることが予測される。実際の移動は困難であっても、世界に目を向けて学ぶ意欲を持つ学生や社会人が増大してくるときにこの規約のもつ意味が重要になる。今後少子化が進む日本においては、形式はその時々で変化することはあり得るが東京規約のもつ利点を最大限に生かすことで、国境を越えた学びの充実が可能となり、生涯学び続けることが可能になり知識基盤社会の進化に繋がるのが期待できる。

大学の評価方法は多岐にわたるが、カナダは世界的にみても優れた教育成果を上げている大学が多いが、その背景には国際的な移動のしやすさが背景にあることが窺える。

大学の教育や研究で高い成果を出すためには世界中から優れた人材のリクルーティングや研究意欲の高い人材が集まりやすい仕組みづくりが必要であり、またカナダで学んだ学生が国際的に活躍することを支援する体制が整えられていることがCiCiCの取組みから確認できる。国際的に学修履歴が公平に扱われ評価されること仕組みが整えられていることが大前提であり、そのために質の高い教育の提供や研究環境の整備が求められていることが、カナダの取組みから明らかになった。

本研究では、高等教育の質の保証について制度の大枠を確認したところまでであり、今後はカナダの州単位の質保証および大学ごとの取組みについて調査研究を進めていきたい。

## 引用文献

- 文部科学省 2005, 国境を越えて提供される高等教育の質保証に関するガイドライン (概要), [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/shitu/06032412/001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shitu/06032412/001.htm), (2020年10月1日確認).
- ユネスコ 2019, <https://en.unesco.org/news/unesco-adopts-first-united-nations-international-treaty-higher-education> (2020年10月1日確認).
- OECD, Education at a Glance 2019, Figure B6.2, (2019) (2020年10月1日確認).
- Statistics Canada, Persistence and graduation of undergraduate degree students, within the province or territory of first enrolment, by student characteristics, new entrants of 2011/2012 to 2016/2017 (statcan.gc.ca), (2020年10月1日確認).
- 金性希 林孝之, 日本の大学の国際化の現状, 独立行政法人大学評価・学位授与機構「大学評価文化の定着」, ぎょうせい, 41-63, (2014).
- 堀井祐介, 国際的な大学教育の質保証システム, 大学評価研究, 第15号 19-29, (2016).
- 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構, 高等教育質保証の海外発信サイト, <https://qaupdates.niad.ac.jp/>, (2020年10月1日確認).
- Unesco, <https://en.unesco.org/news/unesco-adopts-first-united-nations-international-treaty-higher-education>, (2020年10月1日確認).
- 高等教育資格承認センター, <https://www.nicjp.niad.ac.jp/>, (2020年10月1日確認).
- 文部科学省高等教育局, 認証評価機関の認証に関する審査会委員会, 認証評価機関一覧 (令和2年4月1日), [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1299085.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1299085.htm), (2020年10月1日確認).
- 山田礼子, 国境を越えての質保証: 米国の地域基準協会によるカナダの大学の認証評価, 公益財団法人 大学基準協会 高等教育の国際的質保証に関する調査研究報告書, 13-26, (2017).
- TheTimesHigherEducationWorldUniversityRankings2021, <https://www.timeshighereducation.com/world-universityrankings>, (2020年10月1日確認).
- The Canadian Information Centre for International Credentials, <https://www.cicic.ca/>, (2020年10月1日確認).

令和2年10月1日受理





**Comparative Study of Academic Credentials at Japanese  
and Canadian Institutions of Higher Education  
—from UNESCO Regional Covenant  
on Higher Education in the World—**

**KUMAGAI Tomoko**